

## 2018年 第4回定例会（12月18日）

### 国に対して、「放課後児童クラブの職員の職員配置基準等の堅持、及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情

○15番（蔵野恵美子君）

陳受30第14号 国に対して、「放課後児童クラブの職員の職員配置基準等の堅持、及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情に会派を代表して賛成の討論を行います。

学童クラブ、放課後児童クラブは、就労等の理由により、日中、家庭に保護者のいない子どもが放課後及び学校休業日に安全に安心して過ごすことのできる生活の場、第二の家庭として、保護者と指導員、そして自治体の努力により拡充が進められてきました。学童クラブが始まった当初は、法的根拠がありませんでしたが、1997年に法制化され、児童福祉法に根拠を持つ公的な事業となり、国の予算が拡充されてきました。特に2015年には、厚生労働省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と、放課後児童クラブ運営指針が策定され、武蔵野市など多くの自治体でガイドラインを作成し、質を保つための最低基準を盛り込んだ条例がつくられました。そこには、有資格者である放課後児童支援員を40人の支援の単位ごとに原則2人以上とする配置基準を設け、放課後児童支援員の資格を取得するためには、保育士や社会福祉士、教諭などが都道府県による研修を受講し、修了したものとす、従うべき基準として定められました。しかし、2018年11月19日、内閣府の第35回地方分権改革有識者会議第88回提案募集検討専門部会合同会議において、地方分権の名のもとに放課後児童支援員の要件が緩和されるだけでなく、配置基準を、義務である従うべき基準から、任意である参酌すべき基準にする方針が示されました。私たち会派は、厚労省の省令基準が定められ、その検証も行わず、わずか4年余りで緩和をしてしまうこと、そもそも基準を作成した厚生労働省ではなく内閣府主導で行う緩和に大いに疑問を持っております。参酌すべき基準にすることは、放課後児童支援員を1つの支援の単位ごとに2名以上を配置することから、1名だけでも可能とするもので、しかも、有資格者でなくともよいとなります。このことは、子どもの生活を守ろう、安心・安全な環境のために質を保とう、上げていこうとしてきたこれまでの流れと逆行することになります。例えば、複数人の子どもを保育してい

る際、1人の子どもがけがをして病院に行かなくてはならない場合を想像すればわかります。もし1人しかいない放課後支援員が病院に連れて行くとしたら、残った子どもの安全は誰が見るのでしょうか。これはたとえ40人でも、数人の児童の保育であっても、あってはならない環境です。つまり、過疎地であっても、都心であっても、支援員1名のみの配置はあってはならないのです。また、1名のみの支援員配置は、児童の安全のみならず、支援員の労働環境においても看過できない体制であります。

今回の基準緩和の意見は、支援員のなり手不足の対策として地方から意見が出されたという説明がありました。その地方とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体からによるもので、地方6団体のうち全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の3団体からは出されていません。つまり、住民代表である議会からの意見は出されていない、地方全体としての意見とは言えないと考えます。

また、国会議員の間でもこの問題が議論されており、超党派議員で構成されている、公的責任における放課後児童クラブの抜本的拡充を目指す議員連盟では、なり手不足は処遇の問題と指摘する意見があります。さらに、自由民主党議員で構成されている自由民主党学童保育推進議員の会が、2018年6月19日に放課後児童クラブの従うべき基準の維持を求める決議を行ったように、国会議員の間でも問題視されており、国政においても議員サイドから規制緩和を求める意見を聞くことがないのであります。

今回の陳情は、規制緩和を不安に思う保護者から出されたもので、私たち会派も同じ思いを持ちます。陳情にもある懸念事項に対する本市の対応について、陳情審査中に以下確認させていただきました点を評価したいと思います。

1、今回の規制緩和に関して、市長会の中で賛成と反対があるが、武蔵野市では配置基準を緩和させないと市長より明確に答弁をいただいたこと。2、今後省令が出され、配置基準が緩和あるいはなくなるとした場合、正規の指導員を配置しなくてもよくなり、支援の単位に2名以上の配置が1名でもよくなることに対し、本市では子ども協会の指標の中で、必ず1つのクラブにおいて2名以上の配置を定めている。また、1名は正規職員かつ2名とも支援員の有資格者と定めており、今後も遵守していきたいとの答弁があったこと。3、今回の規制緩和の流れの中で、学童クラブ支援員の資格要件として、年間1,000時間の勤務実態を2年間で1,000時間に緩和する提案が全国市長会から出されていることに対して、武蔵野市では5年間5,000時間の判断基準を変えるつもりはないという答弁をいただいたこと。

以上3点について、本市の対応について明確な方針をいただいたことを評価いたします。

一方で、ほかの自治体で規制緩和が行われることは見過ごせません。また、根本的な課題は、規制緩和ではなく、放課後児童支援員のなり手不足にあり、その処遇を改善しなければ解決にはならないと考えます。

よって、基準緩和を行うべきではないこと、国が最低基準を厳守し、財政的措置を率先して行うことが必要と判断していることから、後の意見書案を含め、陳情に対し賛成討論といたします。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>